

東秩父村立学校における 盗撮防止等ガイドライン

令和7年10月

東秩父村教育委員会

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	対象	1
4	未然防止対策	1
	(1) 環境整備及び点検	
	(2) 個人所有端末の利用制限	
	(3) 来校者への協力依頼	
	(4) 教職員への研修・児童生徒への指導	
5	発覚後の対応	3
	(1) 被害者保護	
	(2) 警察への通報等	
	(3) 教職員が加害者の場合	
	(4) 児童生徒が加害者の場合	
6	継続的な見直し	3
7	関係法令	3
	(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	
	(2) 性的姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に 係る電磁的記録の消去等に関する法律	
	(3) 埼玉県迷惑行為防止条例	
	(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する 法律	
	(5) 個人情報の保護に関する法律	
8	相談先	4
	(1) 埼玉県教育委員会	
	(2) 東秩父村教育委員会	
	(3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口	

東秩父村立学校における盗撮防止等ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、東秩父村立学校が、盗撮を未然に防止し児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおいて、盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為及び盗撮目的で、写真機、ビデオカメラその他の機器を設置することを指し、「7 関係法令」に定めがあるものとする。

3 対象

(1) 対象者

児童生徒及び教職員並びに来校者

(2) 対象場所

学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

4 未然防止対策

(1) 環境整備及び点検

ア 環境整備

(ア) 校内のすべての場所について、常に整理整頓を行う。

(イ) 特に更衣等を行う場所には、仕切りやカーテンを設置し、外部からの視線を遮断する。

(ウ) 更衣室等の鍵の管理や貸し出しについてはキーボックスで保管するなど適切に管理する。

イ 点検

施設の状況等について、日常点検、定期点検、臨時点検を行う。その他、必要に応じ巡回を行う。

(ア) 日常点検

清掃指導や巡回等の際に、不審な物がないかなどを確認する。

(イ) 定期点検

- a 少なくとも学期に1回、別添「盗撮防止にかかる定期点検票」に従い点検を行う。なお、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安全点検と合わせて実施することも可とする。
- b 点検は、管理職、管理職以外の職員がペアとなって行う。
- c 修繕が必要な場合は関係課と協議し迅速に対応する。
- d 盗撮や盗撮が疑われる状況を確認した時は、東秩父村教育委員会（以下村教育委員会）に報告するとともに、警察にも通報を行い関係課所と連携を図る。

(ウ) 臨時点検

- a 点検方法等については(イ)定期点検と同様とする。((イ)a を除く。)
- b 年末年始や夏季休業日などの長期休業、体育祭や文化祭などの学校行事の直前直後などを行う。
- c 水泳の授業等のための更衣を行う場所については、特に留意して点検を行う。

(2) 個人所有端末の利用制限

ア 原則として、教職員は、個人所有のスマートフォン等を児童生徒の活動場所へ持ち込むことは禁止する。生徒の安全確保や緊急時の連絡などで、教職員が、個人所有のスマートフォン等を児童生徒の活動場所へ持ち込む場合は管理職の許可を得るものとする。教職員が学校所有の機器を利用して行う児童生徒等の撮影については、管理職の許可を得た場合に限り認められるものとする。

イ 学校の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。

(3) 来校者への協力依頼

ア 全ての来校者に対し、事務室等での記名や名札の着用を求める。

イ 来校者が児童生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシーなどに配慮するよう協力を求める。

ウ 必要に応じ来校者の立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど来校者の立入りを制限する。

(4) 教職員への研修・児童生徒への指導

ア 教職員向け研修

不祥事防止のため、不祥事防止研修プログラムに則った研修などを適時適切に行う。その際には、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する盗撮行為は原則懲戒免職処分の対象となることを周知徹底する。

イ 児童生徒への指導

授業等を通じて、児童生徒に対して、スマートフォン管理の重要性、盗撮の違法性、被害の深刻さ、倫理的問題等について指導を行う。また、校内で不審な物や不審な人物を見かけたら、すぐに教職員に伝えることなども指導する。併せて、保護者にも指導内容等を周知し、協力を求める。

ウ その他の啓発等

- (ア) 盗撮を発見した際には直ちに通報する旨又は盗撮を防止するため定期的に校内巡回を行っている旨のポスター等を学校の敷地内に掲示する。
- (イ) 児童生徒及び保護者に対して、警察庁の匿名通報や県教育委員会及び村教育委員会が設置する相談窓口を周知する。

5 発覚後の対応

盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、迅速に警察に通報するとともに被害者の保護など、適切な処置を行う。

(1) 被害者保護

- ア 盗撮をされている状況にある場合は、被害者を現場から退避させる。
- イ 必要に応じ状況等について確認を行う。
- ウ 被害者が児童生徒の疑いがある場合は、保護者に速やかに連絡を行う。
- エ 被害児童生徒の登校については、オンライン授業など必要に応じ代替措置を検討する。
- オ 被害者にはカウンセリングや心理的サポートを提供する。
- カ 盗撮画像や動画が SNS などで拡散されていることが確認された場合は、プロバイダーなど関係機関に削除に関する相談を、児童生徒及び保護者と連携して行う。

(2) 警察への通報等

- ア 迅速に管轄の警察へ通報する。
- イ 警察への第一報後については、被害児童生徒、保護者等と相談して対応する。
- ウ 警察から指示を受け、被害者等から被害にあった際の状況等を聴取する。また、証拠（映像、機器等）を保全する。

(3) 教職員が加害者の場合

- ア 村教育委員会へ報告を行う。村教育委員会は事実確認を行い適切な処置を行う。
- イ 保護者及び児童生徒への説明会を開催し、事件の概要と再発防止策について説明を行う。

(4) 児童生徒が加害者の場合

- ア 村教育委員会へ報告を行う。
- イ 加害児童生徒の保護者に速やかに連絡を行う。

ウ その後の対応については、警察と連携して行う。

6 継続的な見直し

村教育委員会は、法改正等を踏まえ、本ガイドラインの見直しを継続的に行っていく。

7 関係法令

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（児童生徒性暴力防止法）
- (2) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）
- (3) 埼玉県迷惑行為防止条例（※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例）
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法（18歳未満の被害者が含まれる場合））
- (5) 個人情報の保護に関する法律

8 相談先

- (1) 埼玉県教育委員会

教職員コンプライアンス相談ホットライン	048-830-6629
---------------------	--------------

学校電話相談	048-830-6737
--------	--------------

- (2) 村教育委員会

0493-82-1230

- (3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口

アイリスホットライン	0120-31-8341
------------	--------------

盗撮防止にかかる定期点検票

点検日	
学校名	
点検者	

※ チェック欄は○・×で記入
該当ない場合は「一」で記入

1 トイレ（すべてのトイレ）

	チェック欄	備考
1 扉や鍵部分にカメラを設置できるような箇所などはない。		
2 トイレットペーパーに不審な物が差し込まれていない。		
3 サニタリーボックス等個室内の物に不自然な穴やテープはない。		
4 便器の内側や周辺に不審な物はない。		
5 清掃用ロッカーなどは整理され、扉に不審な穴やテープはない。		
6 天井や床、壁に不自然な剥がれや穴などはない。		
7 換気扇や通気口などに不審な物はない。		
8 個室の仕切り上部スペースに不審な物はない。		

※確認の視点 参考：レンズが5mm以下の小さな撮影機器もある。

※ チェック欄は○・×で記入
該当ない場合は「一」で記入

2 プール及びプールの更衣室

	チェック欄	備考
1 プールを使用していない時に出入口は施錠されている。		
2 プールの出入口等の鍵の管理は適切に行われている。		
3 プールサイドに不要な物は置かれていない。		
4 更衣室を使用していない時は施錠されている。		
5 更衣室の鍵の管理は適切に行われている。		
6 更衣室の窓や鍵の破損はない。		
7 更衣室が整理整頓され、余計な物は置かれていない。		
8 更衣室の壁に不要な掲示物やテープは貼られていない。		
9 更衣室の天井や壁、床に不自然な剥がれや穴などはない。		
10 すのこの下や脱衣用ロッカーの周りに不審な物はない。		
11 換気扇や通気口などに不審な物はない。		

※確認の視点 参考：掲示物や補修テープに小型カメラが仕込まれ、実際に触ったり剥がしたりして発見されることもある。

更衣室に置かれていた消毒用塩素が入った段ボールにスマートフォンを設置し盗撮された事例もある。

※ チェック欄は○・×で記入
該当ない場合は「一」で記入

3 更衣室（児童生徒用）	チェック欄	備考
1 使用しない時は施錠されている。		
2 鍵の管理は適切に行われている。		
3 窓や鍵の破損はない。		
4 余計な物は置かれていない。		
5 置かれている物に不審な穴やテープはない。		
6 壁に不要な掲示物やテープは貼られていない。		
7 天井や壁、床に不自然な剥がれや穴などはない。		
8 清掃用ロッカーなどは整理され、扉に不審な穴やテープはない。		
9 カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはない。		
10 間仕切りや目隠し等、中が見えないための措置が講じられている。		
11 換気扇や通気口、扇風機、エアコンなどに不審な物はない。		

※確認の視点 参考：更衣室に置かれていた荷物にカメラが設置されていた事例もある。

※ チェック欄は○・×で記入
該当ない場合は「一」で記入

4 更衣室（職員用）	チェック欄	備考
1 使用しない時は施錠されている。		
2 鍵の管理は適切に行われている。		
3 窓や鍵の破損はない。		
4 整理整頓されている。（乱雑に物が置かれていない。）		
5 置かれている物に不審な穴やテープはない。		
6 壁に不要な掲示物やテープは貼られていない。		
7 天井や壁、床に不自然な剥がれや穴などはない。		
8 清掃用ロッカーなどは整理され、扉に不審な穴やテープはない。		
9 カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはない。		
10 間仕切りや目隠し等、中が見えないための措置が講じられている。		
11 換気扇や通気口、扇風機、エアコンなどに不審な物はない。		

※確認の視点 参考：ロッカーの背面からドリルで小さな穴をあけてカメラを仕込んだ事例もある。

※ チェック欄は○・×で記入
該当ない場合は「一」で記入

5 教室（体育等で着替えに使っている場合など）	チェック欄	備考
1 整理整頓されている（乱雑に物が置かれていない。）		
2 置かれている物に不審な穴やテープはない。		
3 壁に不要な掲示物やテープは貼られていない。		
4 天井や壁に不自然な剥がれや穴などはない。		
5 清掃用ロッカーなどは整理され、扉に不審な穴やテープはない。		
6 カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはない。		
7 テレビ、時計、空調機器などに不審な物はない。		
8 換気扇や通気口などに不審な物はない。		
9 スクリーンやスピーカー、照明器具などに不審な物はない。		
10 鍵の管理は適切に行われている。		
11 教室移動の時などに施錠はされている。		
12 窓の鍵に破損はない。		
13 間仕切りや目隠し等、中が見えないための措置が講じられている。		

※確認の視点 参考：天井吊りのスクリーンに盗撮カメラが設置されていた事例がある。

※ チェック欄は○・×で記入
該当ない場合は「一」で記入

6 保健室	チェック欄	備考
1 鍵の管理は適切に行われている。		
2 使用していない時に施錠はされている。		
3 窓や鍵の破損はない。		
4 整理整頓されている。（乱雑に物が置かれていない。）		
5 置かれている物に不審な穴やテープはない。		
6 壁に不要な掲示物やテープは貼られていない。		
7 天井や壁、床に不自然な剥がれや穴などはない。		
8 ロッカーや棚などは整理され、不審な物はない。		
9 カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはない。		
10 換気扇や通気口、空調機器などに不審な物はない。		
11 検診器具などに不自然な箇所などはない。		

※確認の視点 参考：内科検診時に保健室に盗撮カメラが仕掛けられた事例がある。

※ チェック欄は○・×で記入
該当ない場合は「一」で記入

7 部室（中学校）	チェック欄	備考
1 鍵の管理は適切に行われている。		
2 使用していない時に施錠はされている。		
3 窓や鍵の破損はない。		
4 整理整頓されている。（乱雑に物が置かれていない。）		
5 置かれている物に不審な穴やテープはない。		
6 壁に不要な掲示物やテープは貼られていない。		
7 天井や壁、床に不自然な剥がれや穴などはない。		
8 ロッカーなどは整理され、不審な物はない。		
9 カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはない。		
10 換気扇や通気口、扇風機、エアコンなどに不審な物はない。		

※確認の視点 参考：武道場がある学校については、柔道部や剣道部の更衣室の点検も必要。

※ チェック欄は○・×で記入
該当ない場合は「一」で記入

8 階段・廊下・昇降口	チェック欄	備考
1 荷物や掲示物が乱雑に置かれていないか。		
2 掲示板に不審な点がないか。		
3 階段の下から覗くことができる状態にないか。		
4 下足入れに不審なものはないか。		
5 小型録画機器が設置されていないか。		

※確認の視点 参考：レンズが5mm以下の小さな撮影機器もある。